

# 指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

## 1. 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

### 交付金事業（緊急銃猟対応等実務者の育成）の負担割合

定額：2,000千円

定額を超える事業費分国負担：1/2

都道府県負担：1/4

市町村負担：1/4

※認定鳥獣捕獲等事業者等の育成について、定額を超える事業費分は  
国負担：1/2、都道府県負担：1/2（特別交付税措置の措置率0.5）

特交措置  
1/2

1/2

特交措置  
1/2

1/2

特別交付税措置により自治体負担額の1/2（定額を超える事業費の1/8）が実質的な自治体負担

### 交付金事業（緊急銃猟対応等実務者の配置）の負担割合

定額：10,000千円

定額を超える事業費分国負担：1/2

都道府県負担：1/4

市町村負担：1/4

※指定管理鳥獣専門人材の配置について、定額を超える事業費分は  
国負担：1/2、都道府県負担：1/2（特別交付税措置の措置率0.8）

特交措置  
4/5

特交措置  
4/5

1/5

特別交付税措置により自治体負担額の1/5（定額を超える事業費の1/20）が実質的な自治体負担

### 交付金事業（危険鳥獣出没時の体制構築）の負担割合

国負担：1/2

都道府県負担：1/4

市町村負担：1/4

特交措置  
1/2

1/2

特交措置  
1/2

1/2

特別交付税措置により自治体負担額の1/2（全体事業費の1/8）が実質的な自治体負担

### 自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

特交措置：1/2

実質的な自治体負担：1/2

## 2. ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業（1）

### 交付金事業（シカ・イノシシの計画策定）の負担割合

定額：5,000千円	定額を超える事業費分国負担：1/2	都道府県負担：1/2
※協議会の場合は、定額10,000千円		
特交措置 1/2		1/2

特別交付税措置により自治体負担額の1/2(定額を超える事業費の1/4)が実質的な自治体負担

### 交付金事業（効果的捕獲促進事業）の負担割合

定額：10,000千円

※北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。

※協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。

### 交付金事業（ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成）の負担割合

定額：2,000千円	定額を超える事業費分国負担：1/2	都道府県負担：1/2
特交措置 1/2		1/2

特別交付税措置により自治体負担額の1/2(定額を超える事業費の1/4)が実質的な自治体負担

### 交付金事業（ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援）の負担割合

定額

※ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援

- ・1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。狩猟者一人当たり、シカ・イノシシ各2頭目から支払い）
- ・1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額

※捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援

- ・1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。狩猟者一人当たり、シカ・イノシシ各1頭目から支払い）
- ・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

### 自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

特交措置：1/2

実質的な自治体負担：1/2

## 2. ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業（2）

### 交付金事業（シカ・イノシシの捕獲）の負担割合

国負担：1/2

都道府県負担：1/2

特交措置  
4/5

1/5

特別交付税措置により自治体負担額の1/5(**全体事業費の1/10**)が実質的な自治体負担

### 交付金事業（シカ高密度地域・豚熱が確認された地域、出荷制限がある地域におけるシカ・イノシシの捕獲）の負担割合

国負担：2/3

都道府県負担：1/3

特交措置  
4/5

1/5

特別交付税措置により自治体負担額の1/5(**全体事業費の1/15**)が実質的な自治体負担

### 交付金事業（イノシシの緊急銃獣）の負担割合

国負担：1/2

都道府県負担：1/4

特交措置  
4/5

1/5

市町村負担：1/4

特交措置  
4/5

1/5

特別交付税措置により自治体負担額の1/5(**全体事業費の1/20**)が実質的な自治体負担

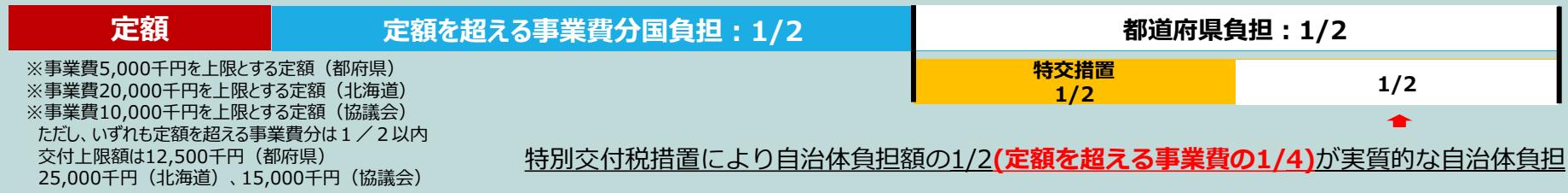
### 自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

特交措置：4/5

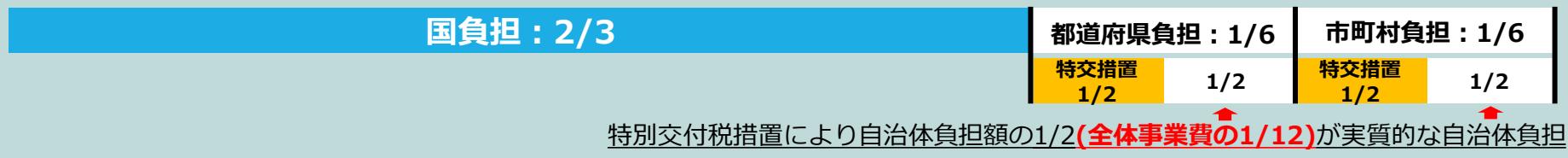
自治体負担：1/5

## 3. クマ類総合対策事業（1）

### 交付金事業（計画策定・調査等事業）の負担割合



### 交付金事業（クマの出没防止対策（誘引物管理、電気柵の設置））の負担割合



### 自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

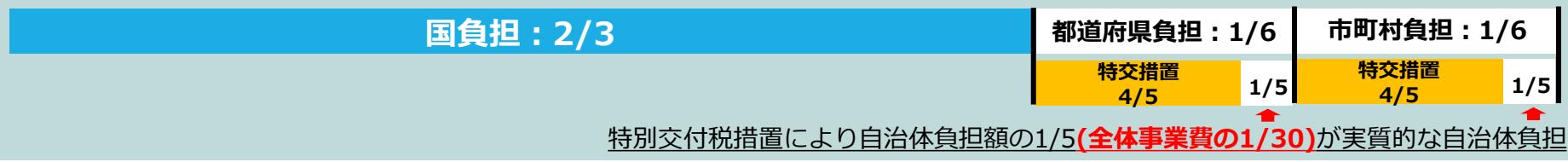


## 3. クマ類総合対策事業（2）

### 交付金事業（クマの捕獲）の負担割合



### 交付金事業（クマの捕獲（緊急銃獣・春期管理捕獲等））の負担割合



### 自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

